緊急通報システムが変わりました!

をご利用ください

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置をお貸しします。 新システムでは、自宅での急病やケガによる緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスによりサポートします。

新しいシステムの特徴 「綜合警備保障株式会社 (ÁĽŚOK) へ事業委託]

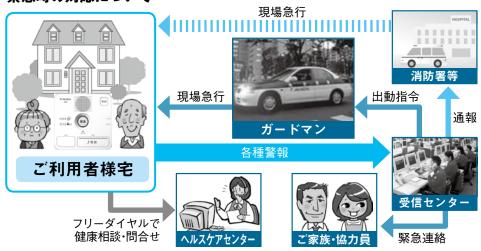
_		
1.	受信センターの設置	緊急ボタンを押すとALSOKの受信センターに通報が入ります。受信センターでは状況を確認し、速やかに救急車の要請を行います。
<u> </u>		
2.	駆けつけサービス	体調が悪いとき、けがをしたときに緊急ボタンを押すと、ALSOKのガードマンが自宅
		に駆け付けます。
3.	相談サービス	相談ボタンを押すだけで24時間いつでもヘルスケアセンターとつながり、「健康」「医療」
		「介護」などに関する相談ができます。ヘルスケアセンターには、医療や介護に係る資格
		を持った職員が配置されています。
4.	安否確認コール	月に1度、ヘルスケアセンターから利用者の方に、電話による安否確認を行います。

新しい通報装置

高齢の方にやさしい、シンプル で操作しやすいデザインです。



緊急時の対応について



対象者(在宅で次のいずれかに該当する方)

- ①ひとり暮らしの高齢者で、要支援もしくは要介護認定を受けている方(以下「要介護等認定者」という。)または突発 的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ②高齢者のみの世帯で、いずれかが要介護等認定者または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ③日中ひとり暮らしの高齢者(※1)で、要介護等認定者または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ④重度身体障害者(※2)のみの世帯および重度身体障害者と高齢者のみの世帯に属する重度身体障害者
 - (※1) 同居する家族の就労等により、常におおむね10時間以上ひとり暮らしとなる方

(※2) 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定以上の方

利用料について

利用者の所得状況に応じて負担していただきます。利用料 は、介護保険料の階層区分により算定します。

※65歳以上の方で、対象者の要件に該当しない場合でも、基 準額の全額を負担することでご利用になれます。

利用申込みについて

「利用申請書」「利用承諾書」「近隣協力員選定・同意届」「口 座振替依頼書」などの提出が必要となります。

高齢福祉課(または支所福祉課)へお問い合わせください。

※見守りあんしんシステムをご利用いただくためには、ご自 基準額:市が負担する1月あたりの契約単価(1.922円) 宅に固定電話が設置されている必要があります。

◆利用者負担基準表

介護保険料の階層区分	負担割合	月額利用料
第1段階	0%	0円
第2段階から第5段階	基準額の 10%	192円
第6段階	基準額の 30%	576円
第7段階	基準額の 50%	961円
第8段階	基準額の 80%	1,537円
第9段階	基準額の 90%	1,729円
第10段階	基準額の100%	1,922円

【問合せ】高齢福祉課(内線174)